

県土整備部リサイクル製品使用基準

1 目的

本基準は、県土整備部（各総合事務所、西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局、各県土整備事務所、鳥取空港管理事務所及び鳥取港湾事務所を含む。以下同じ。）が発注する建設事業（以下「対象工事」という。）において、再生資源を利用して製造された製品（以下「リサイクル製品」という。）を積極的に活用するため、その使用基準を定め、もってリサイクル製品の利用促進及びリサイクル産業の育成を図り、廃棄物の減量化・再資源化を推進して、循環型社会の構築に資することを目的とする。

2 使用基準

- (1) 対象工事に使用するリサイクル製品は、原則として次の優先順位により選定するものとする。
- ①グリーン購入法の特定調達品目に該当する製品（以下「グリーン製品」という）及び鳥取県認定グリーン商品（以下「グリーン商品」という）であって、県内産であるもの
 - ②エコマーク認定を受けたリサイクル製品（以下「エコ製品」という）等であって、県内産であるもの
 - ③県外産のグリーン製品又はグリーン商品
 - ④県外産のエコ製品等
- (2) グリーン商品において、選定可能なグリーン商品が複数ある場合は、原則としてそのグリーン商品に含まれる循環資源（リサイクル原料）の割合が高いものを優先的に使用することとする。
- (3) リサイクル製品等の選定に当たっては、対象工事の品質の低下又は過度の費用増加をもたらさないよう留意するとともに、「鳥取県県土整備部県外製品等使用基準」に従ったものとなるよう努めること。
- なお、使用するリサイクル製品等については下記のホームページアドレス等により確認すること。

区分	所管	ホームページアドレス
グリーン製品	環境省	http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/gpl-db/index.html
グリーン商品	鳥取県生活環境部	http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=48080
エコ製品	(財)日本環境協会	http://www.ecomark.jp/ruikei.html

3 適用範囲

本基準は、全ての対象工事について適用するものとする。

※なお、「グリーン商品」とは、鳥取県グリーン商品認定審査会で認定された商品をいう。

この基準は、平成22年4月1日から適用する。

この基準は、平成25年10月1日以降起工決裁する工事から適用する。